

日本国経済産業省及びハンガリー国外務貿易省による
原子力エネルギー分野における協力と情報交換に関する協力覚書

日本国経済産業省及びハンガリー国外務貿易省（以下、「参加者」という。）は、

日本国政府とハンガリー国政府の卓越した関係に由来して、

日本国とハンガリー国は、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の加盟国であり、原子力の平和利用の原則に導かれていることを考慮して、

両国が締約国である IAEA の下の条約及び IAEA の関連条約の規定に従うことにより導かれて、IAEA 保障措置は国際安全保障システムの不可欠な要素であり、核兵器不拡散条約は核兵器のさらなる拡散を防ぐための世界的な努力の中心であることを確認して、

原子力の平和利用は、参加者の社会的、科学的及び経済的発展を促進する上で重要な要素であることに留意して、

両国が原子力プログラムを実施する過程において、原子力安全と人々の健康及び環境の保護を最優先とすることを再確認して、

2023 年 9 月 29 日にパリで署名された共同声明にあるように、「必要とされる世界の原子力エネルギーの増加には、戦略的な国際協力が必要である」こと、また、原子力エネルギーの利用を選択する価値観を共有する同志国として、日本国とハンガリー国が協力することの意義を認めて、持続可能な開発を促進する上で、革新的でクリーンなエネルギー技術の重要性を強調して、日本国とハンガリー国の安全、安心、持続可能かつ安価な電力供給における原子力エネルギーの重要性を認識して、

日本国とハンガリー国が、両国が有する安全性の高い原子力関連技術において豊富で成功した経験を有することを考慮して、

自国の電源構成における原子力エネルギーの独特な位置付け、世界的なカーボンニュートラル達成における原子力の重要な役割及び科学、研究、イノベーション及び知識構築の分野における原子力技術の重要性を理解して、

両国が、革新的な原子力技術や小型モジュール炉（以下、「SMR」という。）、原子力を利用した水素製造、原子力発電所の安全性向上及び人材育成を含む原子力エネルギー分野における両国間の協力を促進し、発展させることを希望して、

経済の脱炭素化に貢献し、IAEA のガイドライン及びエネルギー安全保障の観点に沿った前向きで革新的な原子力産業を創出するため、参加者政府の原子力開発計画に関する対話を開始する意図を確認して、

参加者は以下の認識に達した。

パラグラフ 1 目的

参加者は、二国間協力を強化し、気候変動、エネルギー需要及び経済成長に対処するため、経済開発（サプライチェーン、燃料製造、熟練者雇用等）及び現在・先進・将来の原子力技術の開発・導入支援に関する協力について議論するための一般的枠組みを提供することを意図する。

パラグラフ2 協力分野

前パラグラフの目的を達成するため、参加者は特に次の分野において協力することを意図する。

2. 1 技術的準備態勢、経済性と資金調達、使用済み燃料及び放射性廃棄物管理、官民の関与など、革新的原子力技術と SMR の利用に関する重要課題に取り組むための情報交換とベストプラクティスの共有。
2. 2 技術開発をより柔軟で効果的なものにするための原子力サプライチェーンの強化。
2. 3 既設原子力発電所の長期運転と安全性向上への協力。
2. 4 原子力エネルギーと技術の責任ある利用のための日本国とハンガリー国のインフラ整備のための協力。
2. 5 既設炉及び革新的原子炉の運転・保守の分野における情報交換やベストプラクティス、及び SMR 技術の研究における協力。

パラグラフ3 参加者間の協力

本協力覚書（以下、「MOC」という）の目的を達成するため、参加者は、両国の原子力エネルギー分野における相互シナジーを活用するため、政治・技術の両レベルにおいて協力を推進することを計画する。本 MOC に基づく協力の形態には、以下のものが含まれる。

3. 1 原子力技術開発に積極的に関与する事業者に対する原子力エネルギー分野における政治的・技術的支援並びに閣僚、事業者、エネルギー供給事業者及び学術レベルでの相互情報交換。
3. 2 科学的な知見及び経験の交換並びに企業とその他事業者との協力の支援。
3. 3 本 MOC の目標と目的を支援する活動における関連団体、特に事業会社の支援。
3. 4 本 MOC に記載されている協力の共通目標の達成に影響を与えうる基本的なステップに関する協議。
3. 5 本 MOC の目的を支援するための協力の実施に関する専門家協議のための共同会合。その他事業者は、参加者の相互決定によりこれらの協議に参加できる。

パラグラフ4 作業部会

4. 1 参加者とハンガリー国エネルギー省は、本 MOC の下で実施されるすべての協力プログラムの調整に責任を負う関係者である。
4. 2 この目的のため、参加者は、協力分野の特定、進捗状況の確認及び協力結果の評価を行うとともに、本 MOC の目的を支援するために関連するその他の側面を検討するために、本 MOC が関係する政策分野を担当する参加者及びハンガリー国エネルギー省及びその他の各参加者の関連機関の代表者で構成される作業部会を設置することができる。
4. 3 作業部会は定期的に協議と会合を開催し、関係する利害関係者の代表の参加を歓迎する。

パラグラフ5 秘密保持

本 MOC に関連する秘密とみなされる情報は守秘されるべきであり、参加者は、いかなる状況においても、他方の参加者の事前の書面による同意なしに、この情報を第三者または組織に開示してはならない。この秘密保持のパラグラフは、期限なく効力を持ち続けるものとする。

パラグラフ6 財政手続き

本 MOC の範囲内で実施される措置にかかる費用は、日本国及びハンガリー一国の財政に追加的な費用をかけることなく、参加者が通常の予算の範囲内で負担する。

パラグラフ7 MOC の事務的性格

7. 1 本 MOC は、国際法上の法的拘束力のある権利や義務を生じさせるものではない。本 MOC のいかなる内容も、義務的なものとみなされたり解釈されるべきでないことが確認されている。その限りにおいて、何らかの表現が義務に言及し、またはそれを示す場合、それは最善の努力をするものと解釈されるべきである。

7. 2 本 MOC は、自国が締約国である他の国際条約に由来する参加者の権利と義務に影響を及ぼすものではなく、参加者が EU 加盟から生じる義務を遵守し、IAEA 条約の規定を遵守し、IAEA の勧告に従うことを妨げるものではない。

パラグラフ8 紛争の解決

本 MOC の解釈または実施に起因する紛争は、参加者間の協議及び交渉によって解決される。

パラグラフ9 追加及び修正

参加者相互の同意により、本 MOC に追加及び変更を加えることができる。追加及び変更は、第 10.1 項に記載された手続に従って開始され、本 MOC に統合される別個の取決めの形で行うことができる。

パラグラフ10 開始、期間及び中止

10. 1 本 MOC は、両参加者による署名の後日をもって開始される。

10. 2 本 MOC は5年間締結される。本 MOC は、どちらか一方の参加者が、外交ルートを通じて、他方の参加者に対し、少なくとも6ヶ月前に本 MOC を中止する意思を書面で通知しない限り、さらに5年間自動的に更新される。